

## 平成 27 年度実施施策に係る事前分析表

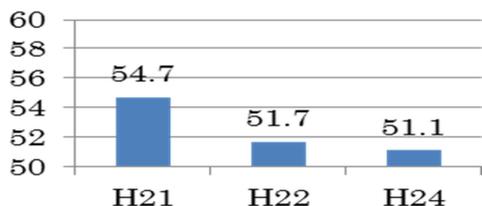
(文部科学省 27-2-3)

施策名	青少年の健全育成
施策の概要	青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する。

達成目標 1	青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会が増加する。						
達成目標 1 の設定根拠	中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成 25 年 1 月)において、子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲関心等が高い傾向にあること等を踏まえ、人づくりの「原点」である体験活動の機会を社会総ぐるみで意図的・計画的に創出し、青少年の体験活動の機会を増加させる必要がある。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学 1 年生～6 年生)の割合(対前年度比)	61.0%	-3.0% (51.7%) ※21 年度比	— ※隔年実施	-0.6% (51.1%) ※22 年度比	— ※隔年実施	集計中	前年同～ 10%増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	参考指標②のとおり、学校内での体験活動の機会は確保されているため、学校外での体験活動への参加が一層重要となる。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加	12 人	—	—	12 人	71 人	149 人	300 人
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	若者が体験活動にチャレンジしやすい仕組みを構築するため体験活動を行うことが社会から評価されることが必要である。					
参考指標	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①「子どもゆめ基金」事業への応募(採択件数)	2,831 件 (2,183 件)	2,833 件 (2,218 件)	2,442 件 (2,068 件)	4,372 件 (3,501 件)	4,665 件 (3,433 件)	4,646 件 (3,517 件)	5,135 件 (4,595 件)
②宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合(%)	—	—	90.3%	91.9%	93.7%	93.7%	—

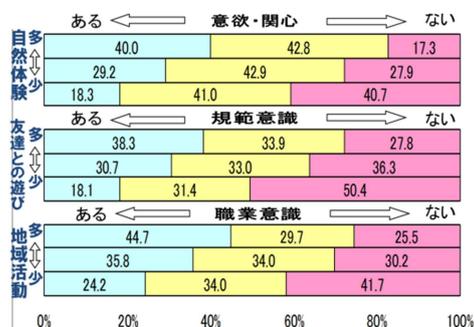
施策・指標に関するグラフ・図等

(成果指標)  
学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年生～6年生）の割合（％）



出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構  
「青少年の体験活動等に関する実態調査」

(参考) 体験活動の効果



出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構  
「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
体験活動推進プロジェクト等の充実 (平成 23 年度)	51	0066
国立青少年教育施設の在り方検討経費 (平成 23 年度)	6.5	0068
独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金に必要な経費 (平成 18 年度)	9,029	0071
独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設整備に必要な経費 (平成 18 年度)	1,073	0072
平成 26 年度評価書 からの変更点	-	-

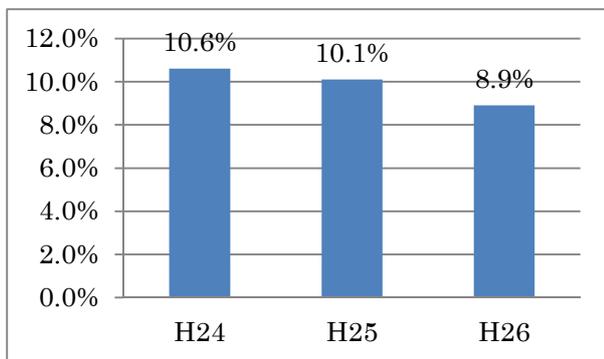
達成目標 2	国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識が高まる。						
達成目標 2 の 設定根拠	国際化が進展する中、中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月）において若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向 ※ (0,1,2,3,の 4 段階評価平均値) の増加率	10.6%	-	-	10.6%	10.1%	8.9%	0 より上 ~10%
	年度ごとの 目標値	-	-	-	-	-	
目標値の 設定根拠	国際化が進展する中、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。 ※本成果指標における「外向き志向」は、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」という質問に対する回答状況を指すものである。						

活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数	122人	129人	647人	851人	951人	1,523人	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	本事業の成果を広く波及させるために、事業に参加した日本の青少年及び青少年指導者を増やすことが必要である。					
②青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数	8	8	15	15	15	14	同数以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	国際化に対応するため、青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業が必要である。					
参考指標	日本	ドイツ	スウェーデン	英国	アメリカ	フランス	韓国
①「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合(平成25年度)	24.3%	69.6%	61.0%	56.5%	49.3%	35.9%	34.1%

施策・指標に関するグラフ・図等

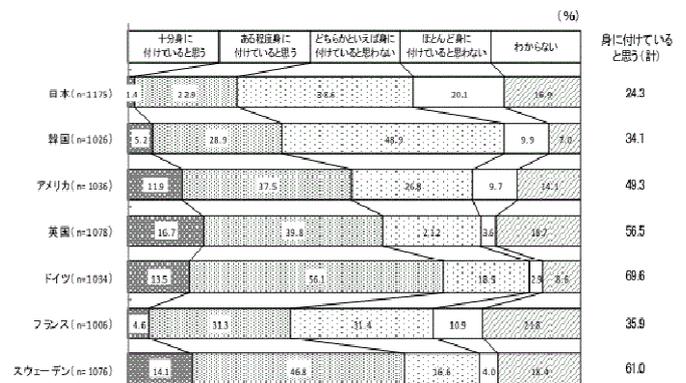
(成果指標)

事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向(0,1,2,3,の4段階評価平均値)の増加率



(参考指標)

「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合(H25)



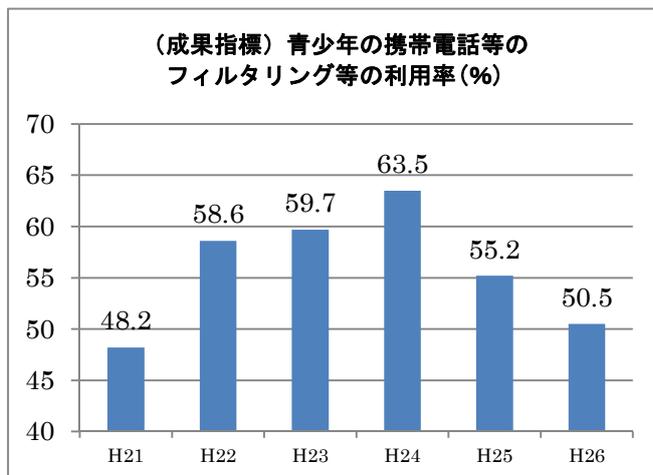
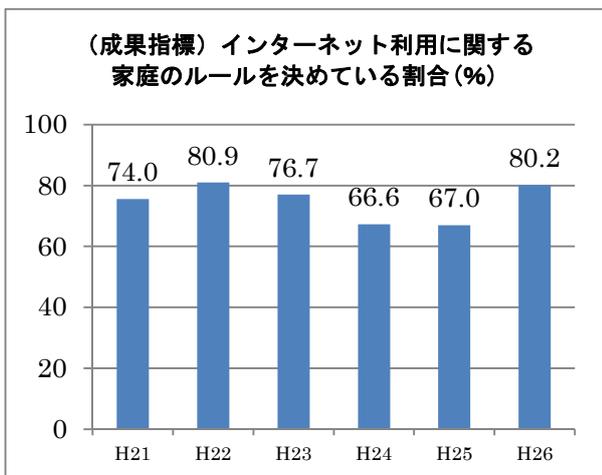
出典：文部科学省委託事業における参加者アンケートから作成

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成27年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
青少年の国際交流の推進 (平成14年度)	338	0067
平成26年度評価書 からの変更点	○達成目標3から達成目標2に変更。	

達成目標 3	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、青少年が携帯電話等をめぐる有害環境から守られる。						
達成目標 3 の設定根拠	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、法（※）に基づく基本計画の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省等の関係府省庁と連携しつつ、文科省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号）						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	74.0%	80.9%	76.7%	66.6%	67.0%	80.2%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切にインターネット等を利用するために、法と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率	48.2%	59.6%	59.7%	63.5%	55.2%	53.7%	対前年度増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切に携帯電話等を利用するために、法と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	28 年度
①青少年の有害環境対策における全国の普及啓発事業の累計実施数（か所）	25 か所	29 か所	32 か所	35 か所	37 か所	41 か所	47 か所
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	法と基本計画等で定められているように、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用等を保護者に対して普及啓発する必要があるため、全都道府県で実施することを目標とする。					
参考指標	—	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	—	—
①携帯電話・スマートフォンの所有者のうちスマートフォンを所有する割合	—	(小学校)0.0% (中学校)2.6% (高等学校)3.9%	(小学校)0.0% (中学校)5.4% (高等学校)7.2%	(小学校)7.6% (中学校)25.3% (高等学校)55.9%	(小学校)13.6% (中学校)47.4% (高等学校)82.8%	—	—
②施策の推進を阻害する外部要因	○スマートフォンの所有率が年々増加。 ○スマートフォンは従来型の携帯電話より高機能化しており、フィルタリング設定方法が複雑。 ○フィルタリング等の必要性や設定方法等に関する保護者への説明等について、販売店の適切な対応がスマートフォンの急速な普及に追いついていない状況。 ※上記参考指標については、内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」において、平成 26 年度から調査方法等を変更したため指標なし。						

施策・指標に関するグラフ・図等



出典：「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
青少年を取り巻く有害環境対策の推進 (平成 16 年度)	41	0070

平成 26 年度評価書  
からの変更点

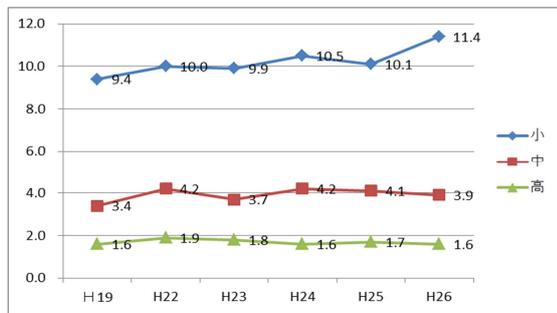
- 達成目標 2 から達成目標 3 に変更。
- ①、②の指標名を一部変更。
- 携帯電話・スマートフォンの所有者のうち、スマートフォンを所有する割合と施策の推進を阻害する外部要因を参考指標として追加。

達成目標 4	地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる。						
達成目標 4 の 設定根拠	子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進することが極めて重要である。そのため、「子供の読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく「第 3 次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 25 年 5 月閣議決定)に基づき、地域における子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる必要がある。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①子供の 1 か月の読書量の増加	(小学校)9.4 冊 (中学校)3.4 冊 (高等学校)1.6 冊	(小学校)10.0 冊 (中学校)4.2 冊 (高等学校)1.9 冊	(小学校)9.9 冊 (中学校)3.7 冊 (高等学校)1.8 冊	(小学校)10.5 冊 (中学校)4.2 冊 (高等学校)1.6 冊	(小学校)10.1 冊 (中学校)4.1 冊 (高等学校)1.7 冊	(小学校)11.4 冊 (中学校)3.9 冊 (高等学校)1.6 冊	対前年度増
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
目標値の 設定根拠	「第 3 次子供読書活動の推進に関する基本的な計画」において、子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると述べられており、子供の読書を社会全体で積極的に支えるため。						

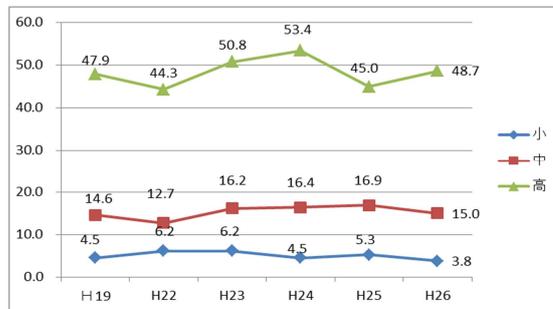
②子供の不読率（※1か月に一冊も本を読まなかった人の割合）の減少	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
	(小学校)4.5% (中学校)14.6% (高等学校)47.9%	(小学校)6.2% (中学校)12.7% (高等学校)44.3%	(小学校)6.2% (中学校)16.2% (高等学校)50.8%	(小学校)4.5% (中学校)16.4% (高等学校)53.2%	(小学校)5.3% (中学校)16.9% (高等学校)45.0%	(小学校)3.8% (中学校)15.0% (高等学校)48.7%	(小学校)3% (中学校)12% (高等学校)40%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	「第3次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において、不読率を平成29年までに小学校3%以下、中学校12%以下、高等学校40%以下にすることが明記されており、子供の自主的な読書活動が子供の健全な育成に資するため。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
①市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定状況	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	46.3%	53.8% 市:71.1% 町村:38.8%	59.8% 市:76.4% 町村:45.3%	市:79.8% 町村:50.5%	市:84.6% 町村:55.4%	市:100% 町村:70%以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	「第3次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において計画策定率を平成29年までに市100%、町村70%以上にすることが明記されており、全国の各地方公共団体が、着実に子供の自主的な読書活動を支援することが必要であるため。					
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
①全校一斉読書活動の実施状況	※隔年実施	(小学校)96.2% (中学校)87.5% (高等学校)41.1%	※隔年実施	(小学校)96.4% (中学校)88.2% (高等学校)40.8%	※隔年実施	(小学校)96.7% (中学校)88.3% (高等学校)42.9%	

施策・指標に関するグラフ・図等

(成果指標) 子供の1カ月の読書量の推移(冊)



(成果指標) 子供の不読率の推移(%)



出典:「学校読書調査」(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成27年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
子どもの読書活動の推進事業 (平成23年度)	40	0069
平成26年度評価書 からの変更点	—	

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		25年度	26年度	27年度	28年度要求額
<b>予算の状況</b> <b>【千円】</b> 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	9,482,332 ほか復興庁一括計 上分0	9,461,865 ほか復興庁一括計 上分324,468	9,505,892 ほか復興庁一括計 上分0	10,621,257 ほか復興庁一括計 上分0
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>
	補正予算	320,780 ほか復興庁一括計 上分0	1,077,766 ほか復興庁一括計 上分0	0 ほか復興庁一括計 上分0	
		<0> ほか復興庁一括計 上分0	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	
	繰越し等	△251,884 ほか復興庁一括計 上分0	△752,513 ほか復興庁一括計 上分0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	合計	9,551,228 ほか復興庁一括計 上分0	9,787,118 ほか復興庁一括計 上分324,468		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	執行額	9,523,093 ほか復興庁一括計 上分0	9,742,490 ほか復興庁一括計 上分324,205		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<現状通り>0> ほか復興庁一括計 上分<0>		

**施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）**

名称	年月日	関係部分抜粋
子ども・若者ビジョン	平成22年7月23日	(達成目標(1)) 第3 子供・若者等に対する施策の基本的方向 1 全ての子供・若者の健やかな成長を支援する (1) 子供・若者の自己形成支援 ② 多様な活動機会の提供 (集団遊びの機会の確保) 集団遊びの場の確保や、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、レクリエーション等の機会を提供する取組を推進します。 (地域等での多様な活動) 様々な場における、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。  3 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する (1) 環境整備 ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 iii放課後の居場所や様々な活動の場づくり

		<p>(体験・交流活動等の場づくり)</p> <p>子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。</p> <p>(達成目標(2)) P6 2-6 行</p> <p>第3 子供・若者等に対する施策の基本的方向</p> <p>1 全ての子供・若者の健やかな成長を支援する</p> <p>(1) 子供・若者の自己形成支援</p> <p>② 多様な活動機会の提供</p> <p>(多様な価値観に触れる機会の確保等)</p> <p>インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を超えた多様な価値観に触れるとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションが取れるようになるための支援を充実させます。</p> <p>(2) 子供・若者の社会形成・社会参加支援</p> <p>② 社会参加の促進</p> <p>(国際交流活動)</p> <p>若者の国際理解や国際的視野の醸成、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会の提供を行います。</p> <p>(達成目標(3))</p> <p>3 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する</p> <p>(1) 環境整備</p> <p>⑤ 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応</p> <p>(青少年インターネット環境整備法の的確な施行等)</p> <p>いわゆる「青少年インターネット環境整備法」1に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等の関連施策を推進します。また、インターネット上の違法情報・有害情報の把握に努め、これらの情報に起因した悪質な違法行為について積極的に取締りを進めるとともに、プロバイダ、サイト管理者等に対し、削除等の依頼を積極的に行います。さらに、インターネットで閲覧・視聴可能なものに限らず、青少年に有害な情報に対する自主規制等の取組の促進を図ります。また、ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり等家庭における取組を支援します。</p> <p>(携帯電話等をめぐる問題への取組)</p> <p>携帯電話の利用実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化、社会全体で見守る体制づくりを推進します。</p> <p>(達成目標(4))</p> <p>第3 子供・若者等に対する施策の基本的方向</p> <p>1 全ての子供・若者の健やかな成長を支援する</p> <p>(1) 子供・若者の自己形成支援</p> <p>② 多様な活動機会の提供</p> <p>(読書活動の推進)</p> <p>国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるため、子供の読書活動を推進します。</p>
--	--	--

<p>中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」</p>	<p>平成 25 年 1 月 21 日</p>	<p>(達成目標 (1))</p> <p>1 今なぜ青少年の体験活動か (体験活動の機会の創出)</p> <p>○ 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。</p> <p>(達成目標 (2))</p> <p>5 グローバル化に対応した国際交流の推進について</p> <p>○ グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人と共に問題解決に向けた行動ができる力が求められている。</p> <p>○ 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。</p>
<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画</p>	<p>平成 21 年 6 月 30 日 (第 1 次), 平成 24 年 7 月 6 日 (第 2 次) 平成 27 年 7 月 31 日 (第 3 次)</p>	<p>(達成目標 (3))</p> <p>第 2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項</p> <p>1. 学校における教育・啓発の推進</p> <p>(3)学校における啓発活動の推進</p> <p>学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。</p>
<p>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画</p>	<p>平成 14 年 8 月 2 日 (第一次) 平成 20 年 3 月 11 日 (第二次) 平成 25 年 5 月 17 日 (第三次)</p>	<p>(達成目標 (4))</p> <p>第 4 章 子供の読書活動の効果的な推進に必要な事項</p> <p>1. 推進体制等</p> <p>(1) 国における子供の読書活動推進体制</p> <p>本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子供の読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子供の読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。</p> <p>子供の読書活動の状況について、不読率は、平成 27 年 4 月現在、小学生 3.8%、中学生 15.0%、高校生 48.7%となっているが、平成 34 年までに不読率を半減(平成 34 年度：小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下)させることを目標に、本計画においては、おおむね 5 年後に、小学生は 3%以下、中学生は 12%以下、高校生は 40%以下とすることを目指す。</p> <p>あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子供の読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。</p> <p>(2) 地域における子供の読書活動推進体制</p> <p>推進法第 9 条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成 23 年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、</p>

		<p>域内の子供の読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。</p> <p>他方、市町村推進計画の策定率は、69.1%（市の策定率は84.6%、町村は55.4%）（平成26年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。</p> <p>国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。</p> <p>また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子供の読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。</p>
--	--	--

### 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

#### （達成目標（1））

①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年生～6年生）の割合

調査名：「青少年の体験活動等に関する実態調査」

作成：独立行政法人国立青少年教育振興機構（24年度調査公表時期：26年3月）

所在：国立青少年教育振興機構ホームページ（URL：<http://www.niye.go.jp/>）

調査母数：平成21年度（小学生：16,717名）、平成22年度（小学生：16,288名）、平成24年度（小学生：15,857名）

②青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数

文部科学省調べ

③「子どもゆめ基金」事業への応募件数(採択件数)

独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ

④宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合

文部科学省調べ「学校における体験活動の実施状況」

調査母数：平成22年度：20,362校、平成23年度：21,431校、平成24年度：21,166校、平成25年度：20,836校

⑤体験活動の効果

調査名：「子どもの体験活動の実態に関する実態調査」

作成：独立行政法人国立青少年教育振興機構（平成22年10月公表）

所在：国立青少年教育振興機構ホームページ（URL：<http://www.niye.go.jp/>）

調査母数：20代～60代の成人5,000人

#### （達成目標（2））

①事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向（0,1,2,3の4段階評価平均値）の増加率

文部科学省調べ

②事業に参加し交流を行った日本の青少年及び青少年指導者数 文部科学省調べ

③青少年及び青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数 文部科学省調べ

④「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合（平成25年度）

調査名：「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成25年度）

作成：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

調査時期：平成25年11月～12月

所在：内閣府ホームページ（URL：[http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf_index.html)）

調査母数：グラフ内に記載

#### （達成目標（3））

①インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合、②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率

調査名：「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

作成：内閣府（作成又は公表時期：27年2月）

対象期間：平成 26 年 11 月 8 日～12 月 7 日

所在：内閣府ホームページ（URL：[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)）

調査母数：平成 21 年度（青少年：2,000、保護者：2,000）、平成 22 年度（青少年：2,000、保護者：2,000）、平成 23 年度（青少年：3,000、保護者：3,000）、平成 24 年度（青少年：3,000、保護者：3,000）、平成 25 年度（青少年：3,000、保護者：3,000）、平成 26 年度（青少年：5,000、保護者：5,000）（名）

③青少年の有害環境対策の普及啓発事業の実施箇所数

文部科学省調べ

（達成目標（4））

①子供の不読率（※1 か月に一冊も本を読まなかった人の割合）の減少、②子供の 1 か月の読書量の増加

調査名：第 60 回学校読書調査

作成：（公社）全国学校図書館協議会、毎日新聞社（対象期間：平成 26 年 5 月）

調査母数：第 55 回（小：3,352、中：3,235、高：3,977）、第 56 回（小：2,866、中：3,394、高：4,226）、第 57 回（小：2,569、中：3,316、高：4,124）、第 58 回（小：3,259、中：3,542、高：4,512）、第 59 回（小：3,066、中：3,388、高：4,555）、第 60 回（小：4,179、中：4,499、高：4,065）（名）

③市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況 文部科学省調べ

④全校一斉読書活動の実施状況

文部科学省調べ「学校図書館の現況に関する調査」

有識者会議での  
指摘事項

—

主管課（課長名）

生涯学習政策局 青少年教育課（泉 潤一）

評価実施予定時期

平成 28 年度、平成 31 年度